

令和2年度以降に本事業を活用した方で、

2回目の申請を受け付けます！



スマート農業機械導入補助金

農業生産現場の課題を解決する新たな生産方式を確立するための取組を支援し、農業技術のデジタル化に資するため、省力化機械等の導入を支援します。

補助対象者

美唄市に住所を有する農業者（これに準ずる者として市長が認めたものを含む）

補助上限額

- ・対象経費の1/2以内
- ・【初めて申請する方】1経営体当たり上限額50万円
- ・【令和2年度以降に導入した方】1経営体当たり上限額15万円

補助対象経費

スマート農業機械購入費用

補助対象者が交付要綱に基づいて行う次の対象経費

- (1) GPS付きガイダンス・自動操舵システム、田植機、トラクター、コンバイン本体含む)
 - (2) ドローン（充電器・バッテリーを含む）
 - (3) 水田センサー（給水弁含む。）
- ・この他のスマート農業に関する機械または付属品などの経費は対象外
 - ・経費は令和8年4月1日から令和8年9月末日までに支払が完了するもの

※2回目の申請は、令和2年度から経過年数が長い方を優先に対象としております。



※いずれも
予算に限りがございます。
事前にご相談ください。



スケジュール

- ・申請開始 令和8年 8月31日
- ・受付締切 令和8年 9月30日

申請時に必要な書類

- ・機械購入契約書・領収書等の写し
- ・振込先口座及び口座名義人が確認できるもの（通帳など）
- ・機械の格納場所（位置図等）を示す書類

※そのほか、審査に当たって必要な書類を求めることがあります。

【お問合せ先】 美唄市経済部農政課 63-0114 担当：寺崎